

# 年金「運用損」の短絡的な批判は無意味だが

## G P I Fの株投資も不要だ

夕刊フジ 2016. 02. 24

年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）をめぐり、最近の株安で運用損が出ていると野党などが騒ぐ一方、株式の直接売買が検討された結果、見送られたことも報じられた。

まず「運用損」の件だが、一時的な株安だけを見て「損が出た」と言うことは無意味だ。そのうち株価が盛り返すと、批判を称賛に変えるのだろうか。

こうした目先の現象だけを見ての批判は、年金資産運用への無理解からくる。ちなみに、公的年金ではない民間の私的年金（企業年金や個人年金）では株式運用をしている。もし株安で運用損を批判するなら、民間の私的年金についても批判しなければいけないが、野党の質問は単に政府を批判したいだけなのか、私的年金への言及はない。

実は、公的年金と私的年金の違いを考慮すると、今のように公的年金の巨額な資産を株で運用すべきかどうかを別の視点から考えることができる。

まず年金の運営方法をみると、積立方式と賦課方式がある。前者の積立方式は私的年金で用いられていて、あらかじめ資金を拠出させ、それを運用して、将来の年金給付にあてるものだ。

後者の賦課方式は公的年金だけだ。公的年金はスタート時から給付がある。つまり、初期段階で給付を受けている人は積立をしていない。その原資は若い世代の払った保険料だ。

公表されている公的年金のバランスシートから試算すると、負債額は1660億円にのぼる。そのうちの9割以上は、将来の保険料収入と国庫負担によって賄われる。G P I Fの資産運用によって賄われるのは、わずか8%程度である。

このため、年金財政からみれば、G P I Fの運用はあまり意味がない。さらに言えば、G P I Fが130兆円もの運用資産を持っていることは、年金財政には有害なリスクである。賦課方式ではインフレヘッジ対策は不要だからだ。

年金財政の観点からいえば、流動性確保という名目で、積立金は10兆円程度あれば十分である。仮に資産運用をすとしても、全額国債で運用すればいい。不必要な運用リスクを抱えてまで、民間企業の株式に手を出す必要はない。

これに対し、積立方式の私的年金はインフレヘッジなどの目的で株式運用は不可欠である。

いずれにしても、公的年金の資産運用をする主体としてGPIFは不要だ。それなのにGPIFが存在する背景には、さまざまな「利権」が絡んでいると考えざるをえない。

まず、GPIFから運用を委託される金融機関だ。外部の金融機関に莫大(ばくだい)な運用資産を任せるのは、金融における「大型公共投資」である。運用資産が大きければ大きいほど、GPIFは金融界で存在感を持つことができる。

しかし、あまりにも外部委託運用をし過ぎると、「中抜き」運用が議論になる。そこで今回、GPIFは直接投資を打ち出したのだろう。

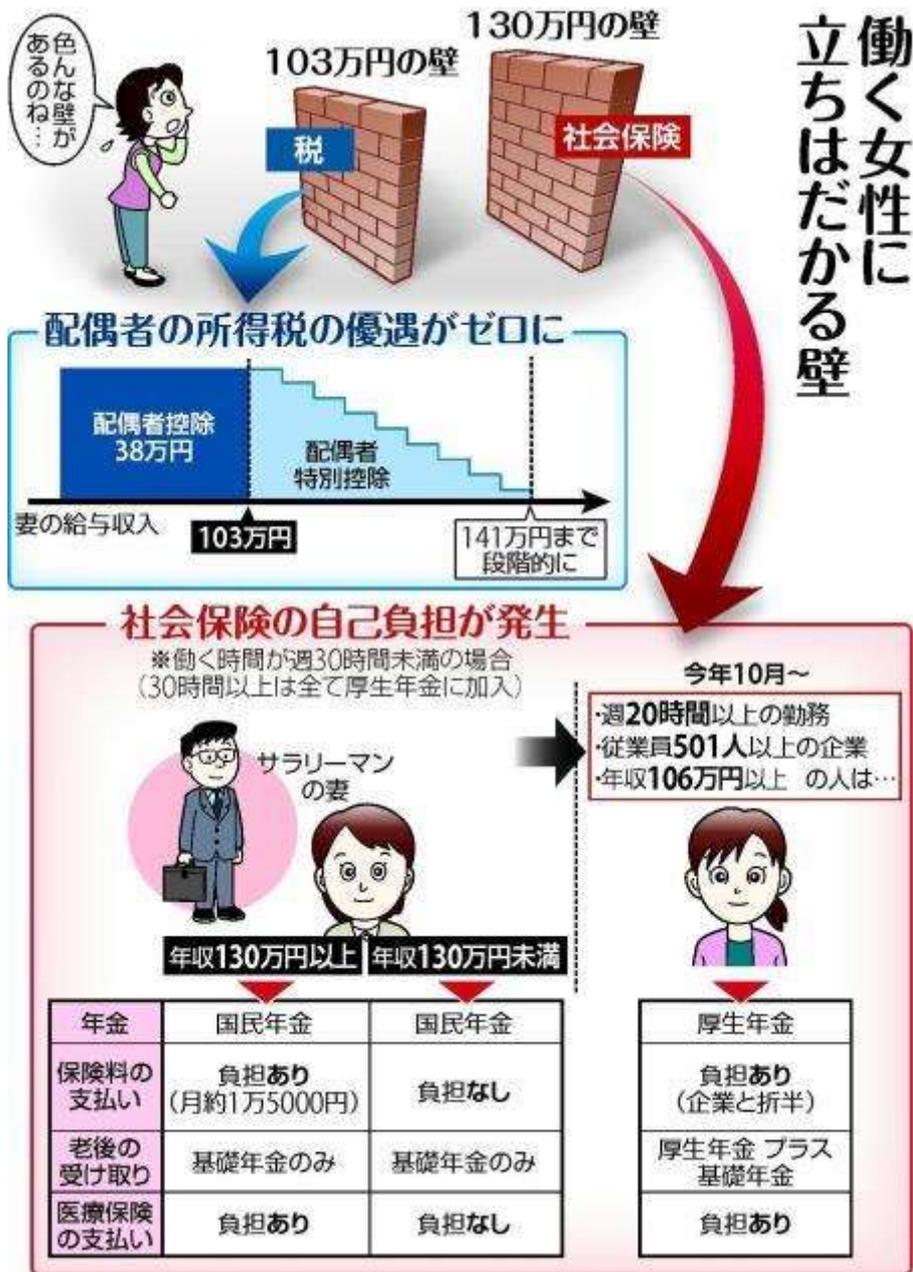
GPIFは民間ファンドマネジャーをヘッドハンティングしている。直接投資の議論とその人物の「仕事」との関係についても考えさせられる。

(元内閣参事官・嘉悦大教授、高橋洋一)

## Q 年収103万円・130万円の壁

(2016年2月23日 読売新聞)

税、社会保険 女性の意欲そぐ



Q 結婚した友達のお姉さんが、事務のパートで働き始めるの。でも長時間働いて、収入が増えると「損になるかも」だって。そんなことってあるの？

A 「103万円の壁」や「130万円の壁」のことを言っているんじゃないかな。

Q 壁？

A パートなどで働くサラリーマンの妻は、年収が一定のラインより多くなると、税金や社会保険料の負担が発生するんだ。稼ぎを増やしたくても、支払う分のお金が増えると考えて、女性が働き方を手加減する理由に挙げられているよ。

Q 何だか難しいわ。

A ひとつずつ説明しよう。まず103万円の壁。この壁をこえると自分の所得税が発生する上に、夫の所得にかかる税金を減らせる「配偶者控除」が利用できなくなる。妻を養う夫の負担を軽くするため、所得のうち年間38万円を差し引き、税金の掛かる額を小さくするんだ。支払うお金が一気に増えると大変なので、緩やかにする仕組みもある(配偶者特別控除)。

Q 103万円は税に関係するのね。じゃあ、130万円の壁は社会保険料だね。

A 正解。収入がこの壁に届くと、妻は夫の扶養から外れ、年金や健康保険の保険料を自分で納めなければならない。

Q 扶養から外れる？

A 夫の稼ぎで家族の生計を立てている場合、その妻は保険料を負担する必要はない。でも、妻が働いて年収が130万円以上になると、夫が養っている状態とはみなされず、妻本人の保険料が発生する。

実は10月から、130万円の壁が大きく変わる。週20時間以上働き、106万円以上の年収がある人は、厚生年金に入って保険料を納めることになる。

Q 「壁」が106万円になっちゃうの？ そうすると働く時間をもっと減らしそうだけど。

A そうとも言えるけど、厚生年金に入ると、老後の年金が増えるメリットもある。夫の扶養内であれば基礎年金のみだけど、これに加えて厚生年金も受け取れる。今回は従業員501人以上の企業に勤める人に限られるが、国は今後、対象者をさらに拡大したい考えだ。

Q 壁の話を知っていると、専業主婦や、働く時間が少ない人の方が得に思えるなあ。

A 鋭いね。今の制度がつくられたのは、日本の経済が発展した時代で、夫が外で働き、妻は家事や育児に専念するのが普通だった。

でも、時代は大きく変わり、夫婦ともに働く世帯の方が多くなった。人口減少による働き手不足で、女性の活躍にはさらに期待が高まっている。もっと働きたい人が、意欲的に働けるような制度に見直していく必要があるね。

(手嶋由梨)